

スピノフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

グループ通算制度適用会社が株式分配の方法により完全子会社の税制適格スピノフを実施した場合、株主に交付する子会社株式の帳簿価額はグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた分配資産割合を用いて計算をする。投資簿価修正を踏まえた分配資産割合の計算には数か月程度の準備期間が必要となるため、株主はスピノフ実行時に交付された株式の適正な帳簿価額を把握することができなかつた。今年度改正により分配資産割合の計算方法の見直しが行われる。

2.内容

分配資産割合の計算について、グループ通算制度離脱直前に投資簿価修正を行い簿価純資産を計算する方法ではなく、前期期末時の簿価純資産に基づく「投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額」とすることで、スピノフ実行に交付される株式の適正な帳簿価額の把握が間に合うよう改正が行われる。

3.適用時期

大綱に記載なし

4.影響

グループ通算制度適用会社がスピノフを実施する場合においても、株主はスピノフ実施時に交付を受ける子会社株式の帳簿価額を把握することができる。

1. 改正の趣旨・背景

(1) 趣旨・背景

2017(平成29)年度税制改正によりスピノフ税制が創設され、特定事業または子会社を切り離すスピノフについて、スピノフを行う会社への譲渡損益や株主への配当について課税を繰り延べる制度が創設された。スピノフ税制は100%の分離を前提としていたが、2023(令和5)年度税制改正において、段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいと意向を持つ企業がスピノフを活用できるように、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合(パーシャルスピノフ)についても、課税を対象外とする取り扱いを新たに租税特別措置法として創設された。当初は1年の期限付きで設けられた制度であるが、2024(令和6)年度税制改正においてパーシャルスピノフについて適用期限が2028(令和10)年3月31日まで延長された。

今年度改正では、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう計算方法に一定の見直しが行われるものである。

(※)スピノフにより期待される効果

経営の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">両社とも、経営者は各々の中核事業に専念することが可能になる。これにより、投資戦略や資金調達等について迅速、柔軟な意思決定が可能になる。また、経営者や従業員のモチベーションも向上する。
資本の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">スピノフされた会社は、独自の資金調達の途が拓かれ、大規模M&A等の成長投資が実施可能となる。スピノフされた会社は、独占禁止法や系列等の制約から解放され、元の会社の競合相手との取引も可能となり、他社とのアライアンスや経営統合の自由度も高まる。
上場の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">両社とも、事業構成がシンプルとなることで、コングロマリット・ディスカウントを克服できる。各事業のみに関心のある投資家を引きつけ、各々の事業特性に応じた最適資本構成が可能となる。株式報酬のインセンティブ効果も高まる。

出典：経済産業省「『スピノフ』の活用に関する手引」

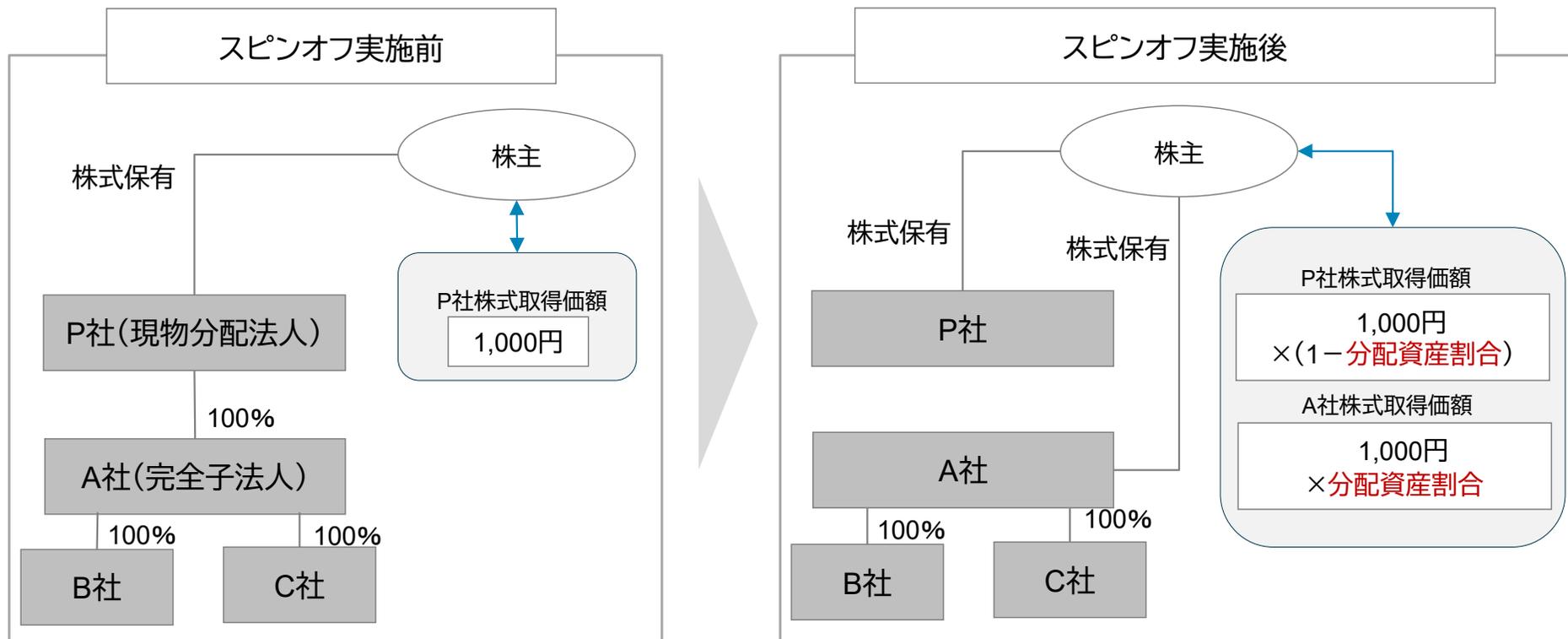
1. 改正の趣旨・背景

(※)グループ通算制度適用会社がスピンオフを実施した場合、スピンオフ実行時に分配資産割の計算が間に合わず、株主は適時に株式の帳簿価額を把握することができなかった。

$$\text{分配資産割合} = \frac{\text{完全子法人株式の帳簿価額}}{\text{現物分配法人の純資産の金額}}$$

改正前
 投資簿価修正 = スピンオフの効力発生時の簿価純資産を基準
 ⇒ 効力発生日前日より前に分配資産割合を通知することは困難

改正後
 簿価修正相当額 = 前期期末時の簿価純資産を基準
 ⇒ 適時に分配資産割合を通知することが可能



出典：日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会 税制改正に関する要望を参考に作成

※分配資産割合(法人税法施行令第23条第1項第3号及び所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)

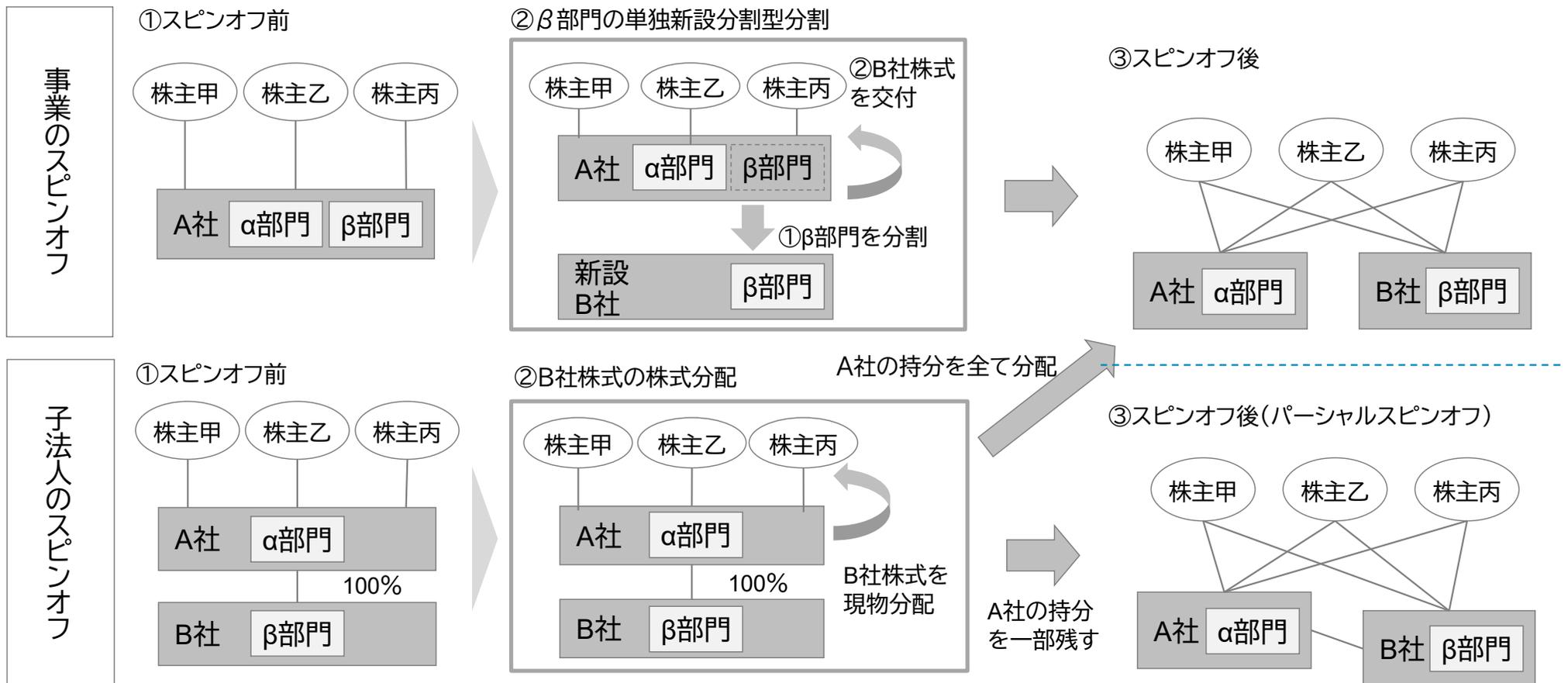
(法人税：スピンオフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

1. 改正の趣旨・背景

(2) スピンオフ税制におけるスピンオフとは

スピンオフ税制におけるスピンオフとは、企業内における事業部門や企業グループを形成する複数の法人のうち一部の法人を、当該企業や企業グループから分離し、独立した法人として資本関係から外す行為をいう。スピンオフ税制におけるスピンオフは、単独新設分割型分割による「事業のスピンオフ」と株式分配による「子法人のスピンオフ」(※)に分類される。今年度改正は、通算法人が行った「事業のスピンオフ」「子法人のスピンオフ」いずれの計算要素も対象とするものである。

(※)「子法人のスピンオフ」には、既存の完全子法人を株式分配する場合に加えて、完全子法人に分社型分割等で事業を移転した後、当該完全子法人を株式分配する場合を含む。



※ 株主の中に、A社を支配している株主がないことを前提としている

(法人税: スピンオフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

2. 改正の内容

(1) 概要

グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子法人株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子法人のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう計算方法に一定の見直しが行われる。具体的には、分配資産割合の計算における分子分母に、グループ通算制度離脱となる完全子法人株式に係る簿価修正相当額を加減算する内容である。

(2) 計算方法の変更

完全子法人対応帳簿価額 = 親会社株式の株式分配直前の帳簿価額 × 分配資産割合

【改正前】

分配資産割合 =
$$\frac{\text{現物分配法人の株式分配直前の完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額}}{\text{現物分配法人の前事業年度終了の時の簿価純資産金額}}$$

※グループ通算制度適用会社に関しては、スピンオフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピンオフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができない。

【改正後】

分配資産割合 =
$$\frac{\text{完全子法人株式の投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額}}{\text{現物分配法人の前事業年度終了の時の簿価純資産金額} + \text{完全子法人株式に係る簿価修正相当額を加減算}}$$

※「簿価修正相当額」はグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正とは異なり、離脱法人の株式を有する通算法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時に於いてその離脱法人の簿価純資産価額を基礎とする。

※「離脱法人」とは、その通算法人のうち、上記株式分配に起因して通算終了事由が生じるものをいう。

※通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金等及び資本金等の額から減算する金額についても同様の措置となる。

(法人税:スピンオフにおける分配資産割合の計算に係る所要の措置)

2. 改正の内容

【法人税法上の適格株式分配、租税特別措置法上の株式分配の適用要件(参考)】

要件	法人税法上の適格株式分配	租税特別措置法上の適格株式分配
株式のみ按分 交付要件	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。	同左
交付資産 に係る要件	その法人が有する完全子法人の発行済株式の全部を交付すること。	その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
非支配要件	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がなく、完全子法人が現物分配後に他の者による支配関係があることが見込まれていないこと。	同左
特定役員 継続要件	完全子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任するものではないこと。	同左
従業者 引継要件	完全子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。	完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
主要事業 継続要件	完全子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること。	同左
事業再編計画 認定要件	—	<p>産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること。</p> <p>完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること。</p> <p>完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める以下のいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>①完全子法人の特定役員に対して、ストックオプション(新株予約権)が付与され、又は付与される見込みである</p> <p>②完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内である</p> <p>③完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認している</p>

2. 改正の内容

【産業競争力強化法の事業再編計画における通常の認定要件(参考)】

要件	要件の具体的内容
計画期間	3年以内(大規模な設備投資を行うものに限り5年)
生産性の向上 (事業単位部門)	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC 2%向上 ②固定資産回転率(有形固定資産+ソフトウェアの回転率) 5%向上 ③従業員一人当たり付加価値額 6%向上
財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債/キャッシュフロー \leq 10倍 ②経常収入 $>$ 経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造の変更	関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。) 外国関係法人の株式又は持分又はこれらに類似するものの譲渡(当該株式又は持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。)
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 \Rightarrow 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 \Rightarrow 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの提供方式の導入 \Rightarrow 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 \Rightarrow 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

出典：経済産業省「産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について」

3. 適用時期

大綱に記載なし

4. 影響

- ・グループ通算制度適用会社がスピノフを検討する際に支障を来す可能性がある分配資産割合の計算上の課題が解決できるため、グループ通算適用会社においてもスピノフの今後の活用が見込まれる。
- ・スピノフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社株式の取得価額をスピノフ実行後直ちに算出することができないため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性があった。計算方法に所要の措置が行われることで、スピノフ実行時まで正式な取得価額を把握することができるようになる。
- ・株主や証券会社等に再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する可能性があり、株主における株式取引に支障を来す可能性があったが、このような心配が取り除かれると想定する。